

(3) 畳表

1 生産者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	全国農業協同組合中央会	1
畳表の輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合連合会	1
セーフガードを発動すべき	農業協同組合(地域)	3
畳表の輸入増大による国産畳表の暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、い業経営を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産品を生産することは不可能。	生産者個人	1,470
七島いはセーフガードの対象から除外すべき	農業協同組合(地域)	1
七島いについては、新規就農者・七島いへの復帰及び面積の拡大に取り組んできたが、夏季の肉体労働に対する疲労と高齢により、限界。消費者の需要に応じるために中国の栽培を了承。国産七島いは輸入品と共存。七島いは国産いぐさ畳表より価格も高く、マーケットが異なる。		
輸入者の意見に対する反論	い業生産販売振興協会(県) 同構成員	4,254
近年の輸入量については、政府の貿易統計から見ても年々増加しているのは明らかである。		
農家の減少については若年層も減少しており、高齢化が要因ではない。農家アンケートから見て需要を上回る大幅な輸入増加による価格低迷が作付け面積・農家数減少の要因であることは明白。		
暫定措置期間中でも、過去3年間の平均輸入数量の一般税率による輸入が可能であり、国内産の供給を加えれば、供給不足とはならない。		
国産卸売価格は、産地において厳密に調査された数値であり、輸入品価格も貿易統計により算出されたもので正確である。		
暫定措置における関税割当枠は、過去の輸入実績から算出された数量であり、妥当である。		

2 輸入業者

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべきではない(根拠データに疑問)	日中畳表友好協会	1
平成11年9月まで、税関における分類が不明確であり、数物の統計細分に畳表が混在している。この状態での貿易統計に基づく「輸入急増の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実」につき十分な証拠になり得るか否か、再調査すべき。		
セーフガードを発動すべきではない	輸入業者	2
近年の輸入量は、過去最大ではなく、輸入金額も過去最大でも最小でもないこと、平均輸入単価も過去最小ではない。		
いぐさの作付面積の減少といぐさ生産農家の減少は農家自体の高齢化及び畳表の需要減少に起因するものが主たる原因である。		
畳表離れ及び景気の後退による畳替えの減少による畳表の需要の減少、低価格指向による原因により、卸売価格は急落している。		
輸入規制がされれば、早急に製品の供給不足に陥り、市場に大きな混乱を招き国民生活に大きな支障をきたす。		
コストダウンをしない、製品の広告宣伝活動をしない国内の畳表メーカーのつけをなぜ消費者が払う必要があるのか。		
暫定措置の関税率、関税割当枠について異議あり	輸入業者	1
関税率の設定に使用された国産卸売価格及び輸入品価格が妥当ではないのではないか。		
関税割当枠は少なすぎるのではないのか。暫定期間内に作付け時期のない状況で、国内産を今期に間に合わせられないと考えられ、国内産での調達にはできないのではないのか。その不足分約1,000万枚はどこから調達するのか。		
セーフガードを発動すべきではない(暫定の関税割当枠は修正すべき)	輸入業者	60
現在、輸入実績の再確認が行われており、これにより根拠データの修正が行われれば、セーフガード発動の十分な証拠(輸入の増加)があるか疑問である。		
暫定措置の関税割当枠についても、輸入量の再確認の結果に基づくべき。		
国産畳表の価格低迷は、輸入急増並びに無秩序な輸入によるものではなく、個人消費の低迷及び畳離れによる需要減退、景気後退による畳発注業者のコストダウン要請によるものと考えられる。		

メーカー等消費者の求める畳表は、市場により国産か中国製かに分かれている（国産では補うことはできない）。 畳の価格は畳と畳との競争ではなく、他の床材との競争であり、セーフガードが原因で（価格が高くなり）畳市場が急激に減少することもあり得る。そうなると国産も中国産も市場を同時に失ってしまう。	輸入業者	1
現在、輸入実績の再確認が行われており、これにより根拠データの修正が行われれば、セーフガード発動の十分な証拠（輸入の増加）があるか疑問である。 畳表の価格低迷に対しては生産者が日本でしかできない商品を開発する努力をすべきであって、セーフガードで生産量が伸びるわけではない。 上敷加工業者は、輸入時に材料の輸入が畳表とみなされるため、甚大なる影響を受け消滅せざるを得ない。	輸入業者	1
セーフガードを発動すべきではない・敷物用途のものはセーフガードから外すべきである（暫定の関税割当枠は修正すべき） 花ござや上敷用双目の半製品が今回の措置の対象となっているが、日本農林規格（JAS）や岡山県の条例では、これらのものは含まれていない。これらの製品は主に中国を供給基地とし、多くの加工を日本で行い、消費者に渡っている。今回の措置で、多くの関係者が被害をこうむっている。	平成い草研究会	1

3 輸出国側生産者、輸出業者

セーフガードを発動すべきではない 中国においていぐさ製品を直接輸出している輸出業者は、入札方式により200社から、1999年には、30社に減少している。 中国のいぐさの植付け面積は年毎に減少している。 中国側はいぐさ製品に対して入札という方法で数量制限を行っており、入札数量、3万トンというのは、いぐさ製品に対する日本の需要に合致すると考えている。	中国の輸出業者	34
セーフガードを発動すべきではない 中国のいぐさの植付け面積は年毎に減少している。中日各方面の反応では、今年の供給数量はバランスが取れていると考えられている。 資金が必要な時期である。セーフガードが発動されると畳表が販売できなくなり、借金は必至で、従業員に給料も払えなくなる。	中国の生産者団体（地域）	1
セーフガードを発動すべきではない 日本の同業者と数十年の共同努力した結果、現在中国産畳表は品質が向上し、日本市場と国民を満足させている。 ここ数年、日本市場の需要が大幅に減少してきて、供給過剰の現象が出てきたことから、県として代表団を創設し、民間情報交流関係を設けているので、今年の供給数量はバランスが取れていると考えられている。セーフガードは、両国の民間クласの交流プロセスに影響している。加えて、中国政府は（い草の）植付けと（畳表の）輸出数量は控えており、中国市場の需要も拡大している。	中国の生産者団体（地域）	2

4 販売者等

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき 安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入品の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	Aコープ（店舗） JA（店舗）	2 3
セーフガードを発動すべきではない 畳表の輸入量が国内消費量の7割を占める現状において、1枚につき、300円以上の高騰は、畳を加工・製造するものにとって極めて深刻な問題である。零細な畳店は、即座に畳の販売価格に上乗せできず、大きな被害を受けている。 セーフガードは本来畳表のみへの対応と理解していたが、実際はイ草製品（上敷き、花ござ）全般の輸入量の平均を簡単にオーバーしてしまったのが現状であり不合理。	全日本畳組合連合会	1
セーフガードを発動すべきではない 国産畳表の価格低迷は、輸入急増並びに無秩序な輸入によるものではなく、個人消費の低迷及び畳離れによる需要減退、景気後退による畳発注業者のコストダウン要請によるものと考えられる。セーフガードによる畳表の価格上昇を畳販売価格に転嫁することは非常に厳しく、畳販売業者の経営を圧迫する。需要とかけはなれた枠の設定は、需給関係を壊すこととなる。敷物の原料も畳表に含まれ、セーフガードの対象とされたため、敷物加工も激減すると思われる。	畳販売業者 畳表販売業者 畳表販売業者の従業員 いぐさ製品販売業者	873 849 13

セーフガードを発動すべきではない 一般家庭の畳替え等の需要は減少しつつある。最近のデフレ傾向のなかで、畳だけ価格が上がることになれば、ますます畳離れが進み、商業活動が立ち行かない。(特にアパート関係の工事は、敷金の範囲で済ませるため、価格の安い中国産しか使用することができない。)	畳店従業員 住宅リフォーム会社	38 1
セーフガードを発動すべきではない 需要に応えるには、中国からの輸入に頼らざるを得ない。産地はどれだけの生産性の向上・販売拡張の努力をしているのか。国産と中国産は棲み分けをすべきである。	畳販売業者	72
平成11年9月まで、税関における分類が不明確であり、敷物の統計細分に畳表が混在している。畳表の輸入量が倍増して見えるのは、平成11年9月に関税分類がはっきりしたためである。	畳販売業者	60
い草の作付面積の減少は農家自体の高齢化と住宅構造の変革による畳の部屋の減少が理由である。輸入増大ばかりが理由ではない。	畳販売業者	1
セーフガードを発動すべきではない 中国では、い草農家と畳表を作る工場との分業化が進み、現在の(日本の)家内製手工業的な畳表の製造と比べ物にならず、中国が畳表最大の産地ということはいえようもない現実。JAや経済連により保護され時流の流れに乗れなかったつけを消費者や畳工事店等に向けるのではなく、農家は、自己変革を起こし、マーケットが求めているものをタイムリーに届けるような体制作りをするべき。	畳工事店	1
セーフガードを発動すべきではない・敷物用途のものはセーフガードから外すべきである 敷物原料を畳表のセーフガードの対象とされたため、敷物販売業者は少ない関税割当枠を使い果たし、高価格の原料を使用せざるを得なくなっている。畳表業界ではなく、国内生産者への影響がほとんどない敷物業界において、このような悪影響があるのはおかしい。	敷物販売業者 敷物加工業者	115
セーフガードの課税方式は従価税方式にするべき 畳表は商品の種類も多く、農産品のため一品種一枚ごとに重量が異なり、インボイスの重量も実測でないため、1枚に相当する関税額を計算することができない。また、(畳表の等級を見極めるために必要である)耳毛をカットして輸入する業者もでて、国内販売業者を混乱させる。	畳表販売業者	12

※ 提出された意見表明のうち、販売が確認できなかった者として、Aコープ(店舗)68件、JA(店舗)43件、直販所1件、その他に生活協同組合(県)から2件の意見の提出があった。(集計表においては「その他」に計上)

5 消費者団体

内容	提出者	件数
発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき 一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められている措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。 セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。 中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。	全国消費者団体連絡会	1
食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない 国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だとか自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。	消費科学連合会	1

 は再意見表明のもの